

令和2年度第4回伊丹市行政不服審査会 会議録

| | |
|-----------|---|
| 1 日 時 | 令和3年1月29日（金） 午前9時30分～12時00分 |
| 2 場 所 | 伊丹市役所7階 703会議室 |
| 3 出 席 委 員 | 阿部委員、石橋委員、角松委員 |
| 4 事 務 局 | 大矢法務管理課長、他職員2名 |
| 5 傍 聽 者 | なし（伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項に基づき議事(1)、(2)、(3)については非公開） |
| 6 議事の概要 | <p>(1) 令和2年度諮問第1号</p> <p>前回の審議に引き続き、本件差押処分の手続きにおいて違法又は不当にあたるかどうか、検討した。その結果、答申の方向性について決定し、答申案の作成を事務局に作成するよう指示した。答申については会長の承認を得たあと、審査庁に答申書を送付することで委員の意見が一致した。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項の規定により、非公開。）</p> <p>(2) 令和2年度諮問第2号</p> <p>事務局が作成した答申案について、本件審査請求に対する審査会の方針結果を反映しているか検討を行った。さらに各委員の意見をまとめ、答申案の修正を行うこととし、修正後の答申について会長の承認を得たあと、審査庁に答申書を送付することで委員の意見が一致した。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項の規定により、非公開。）</p> <p>(3) 令和2年度諮問第3号</p> <p>審議に先立ち、伊丹市行政不服審査会運営要領第4条に基づき、除斥に該当する委員の有無の確認が行われたが、該当する委員はいなかった。</p> <p>次に、事務局から令和2年度諮問第3号案件（伊丹市福祉事務所長による令和元年11月13日付生活保護法第78条の適用通知書による生活保護法第78条に基づく費用及びこれに係る加算金の徴収決定に対する審査請求）について説明があった。そして、本件処分において提出されている書面において、審議を行った。</p> <p>その結果、答申の作成までは至らず、審議は次回へ継続することとし</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>た。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項の規定により、非公開。)</p> |
| 7 その他 | <p>(1) 本日、委員3名はウェブ会議システムを利用し、伊丹市行政不服審査会に参加した。</p> <p>(2) 次回は、令和3年3月2日に第5回伊丹市行政不服審査会を開催することを決定した。次回の審議においても、各委員はウェブ会議システムを利用した参加でもって審議を行うこととした。</p> |